（公共交通機関の施設）

整備項目表

 施設名称

|  |
| --- |
|  |

 施設所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 整備項目 | 整備基準 | 適否 |
| １　移動等円滑化された経路 | (1) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路について、障害者等が円滑に通行できる経路（移動等円滑化された経路）が、乗降場ごとに１以上あるか |  |
| (2)　床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター（構造上困難な場合はエスカレーター等）があるか |  |
| ２　視覚障害者誘導用ブロック等 | (1)　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック又は音声等誘導設備を設けているか（視覚障害者の誘導を行う者による設備間の誘導が適切に実施される場合は、この限りでない） |  |
| (2) 　(1)の通路等と昇降機の操作盤、点字案内板等の設備、便所、乗車券等販売所との間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているか（視覚障害者の誘導を行う者による設備間の誘導が適切に実施される場合は、この限りでない） |  |
| (3)　階段、傾斜路及びエスカレーターの上端下端に近接する通路等に点状ブロック等を敷設しているか |  |
| ３　出入口（移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口） | (1)　有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか |  |
| (2)　戸を設けている場合 |  |
| (a)　有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか |  |
| (b)　自動ドア又は車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| (3)　車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| ４　通路 | (1)　床の表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| (2)　段を設けている場合 |  |
| 　(a)　色の明度差等により段を識別しやすいものであるか |  |
| 　(b)　段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか |  |
| (3)　移動等円滑化された経路を構成する通路の有効幅は１４０cm以上（構造上やむを得ない場合は５０m以内ごとに車いすが転回できる場所を設けた上で１２０cm以上）であるか |  |
| (4)　移動等円滑化された経路に戸を設けている場合 |  |
| 　(a)　有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか |  |
| 　(b)　自動ドア又は車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| (5)　移動等円滑化された経路を構成する通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| (6) 照明設備を設けているか |  |
| ５　傾斜路 | (1)　手すりを両側に設けているか（構造上やむを得ない場合は、この限りでない） |  |
| (2)　床の表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| (3) 勾配部分は、その接続する通路との色の明度差等によりその存在を容易に識別できるか |  |
| (4)　両側に立ち上がり部を設けているか（側面が壁面の場合は、この限りでない） |  |
| (5)　移動等円滑化された経路を構成する傾斜路を設けている場合 |  |
| 　(a)　有効幅は１２０cm以上（段に併設する場合は９０cm以上）であるか |  |
| 　(b) 勾配は１２分の１以下（傾斜路の高さが１６cm以下の場合は８分の１以下）であるか |  |
| 　(c)　高さが７５cmを超える場合は高さ７５cm以内ごとに踏幅１５０cm以上の踊場を設けているか |  |
|
| ６　階段 | (1)　手すりを両側に設けているか（構造上やむを得ない場合は、この限りでない） |  |
| (2)　手すりの端部付近に点字表記があるか |  |
| (3)　回り段を設けていないか（構造上やむを得ない場合は、この限りでない） |  |
| (4)　踏面の表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| (5)　色の明度差等により段を識別しやすいものであるか |  |
| (6)　段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか |  |
| (7)　両側に立ち上がり部を設けているか（側面が壁面の場合は、この限りでない） |  |
| (8) 照明設備を設けているか |  |
| ７　昇降機 | (1)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターを設けている場合 |  |
| 　(a)　籠及び昇降路の出入口の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| (b)　籠の内法幅は１４０cm以上であるか（籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る）は、この限りでない） |  |
| 　(c)　籠の内法奥行きは１３５cm以上であるか（籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る）は、この限りでない）　 |  |
| 　(d)　籠内に出入口を確認できる鏡があるか（籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る）は、この限りでない） |  |
| 　(e)　ガラス等のはめ込み又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であるか |  |
| 　(f)　籠内に手すりを設けているか |  |
| 　(g)　開扉時間を延長する機能があるか |  |
| (h)　籠内に停止予定階及び現在位置を表示する設備を設けているか |  |
| 　(i)　籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設けているか |  |
| 　(j)　籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が円滑に操作できる操作盤を設けているか |  |
| 　(k)　籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる位置に操作盤（点字貼付等）を設けているか |  |
| 　(l)　乗降ロビーの有効幅は１５０cm以上であるか |  |
| 　(m)　乗降ロビーの有効奥行きは１５０cm以上であるか |  |
| 　(n)　乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声で知らせる設備を設けているか（籠内の音声設備で代わる場合又は２つの階のみに停止するエレベーターである場合は、この限りでない） |  |
| (2)　移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターを設けている場合 |  |
| 　(a)　上り専用・下り専用それぞれを設置しているか（旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない） |  |
| 　(b)　踏み段の表面及びくし板は滑りにくい仕上げであるか |  |
| 　(c)　昇降口には３枚以上の踏み段が同一平面上にあるか |  |
| 　(d)　色の明度差等により踏み段相互の境界を識別しやすいものであるか |  |
| 　(e)　色の明度差等によりくし板と踏み段との境界を識別しやすいものであるか |  |
| (f)　エスカレーターの上端及び下端部分に進入の可否が示されているか（上り・下り専用エスカレーターでない場合は、この限りでない） |  |
| 　(g)　有効幅は８０cm以上であるか |  |
| 　(h)　踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるか（複数のエスカレーターを隣接した位置に設けている場合は、１のみが適合していれば足りる） |  |
| 　(i)　車止めを設けているか（複数のエスカレーターを隣接した位置に設けている場合は、１のみが適合していれば足りる） |  |
|  (j) エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けているか |  |
| ８　便所 | (1)　便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備があるか |  |
| (2)　床の表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| (3)　男子用小便器を設けている場合は、床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが３５ｃｍ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（１以上） |  |
| (4)　(3)の小便器に手すりを設けているか |  |
| (5)　１以上の便所（男女の区別がある場合はそれぞれ）内に車椅子使用者等に配慮した構造を有する便房を設けているか、又は、１以上の便所を車椅子使用者等に配慮した構造としているか |  |
| (6)　１以上の便所内に車椅子使用者等に配慮した構造を有する便房を設けている場合 |  |
| 　(a)　移動等円滑化された経路と便所との通路（１以上）の有効幅は１４０cm以上（構造上やむを得ない場合は５０m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で１２０cm以上）であるか |  |
| (b)　(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(c)　(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| 　(d)　(a)の通路に照明設備を設けているか |  |
| 　(e)　便所の出入口の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| 　(f)　便所の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| 　(g)　便所の出入口には、車椅子使用者等に配慮した便房がある旨の表示があるか |  |
| 　(h)　便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は８０cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(i)　便所は車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか |  |
| 　(j)　便房の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか |  |
| 　(k)　便房の出入口には、この便房が車椅子使用者等が円滑に利用できる構造であることを表示しているか |  |
| 　(l)　便房内に腰掛便座及び手すりを設けているか |  |
| 　(m)　便房内に障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けているか |  |
| 　(n)　便房の出入口の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| 　(o)　便房の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は８０cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(p)　便房は車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか |  |
| (7)　１以上の便所を車椅子使用者等に配慮した構造としている場合 |  |
| 　(a)　移動等円滑化された経路と便所との通路（１以上）の有効幅は１４０cm以上（構造上やむを得ない場合は５０m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で１２０cm以上）であるか |  |
| (b)　(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| (c)　 (a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| 　(d)　便所の出入口の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| 　(e)　便所の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| 　(f)　便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は８０cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(g)　便所は車椅子使用者等が円滑に利用できる広さを確保しているか |  |
| 　(h)　便所の出入口にこの便所が車椅子使用者等が円滑に利用できる構造であることを表示しているか |  |
| 　(i)　腰掛便座及び手すりを設けているか |  |
| 　(j)　障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けているか |  |
| (8)　１日当たりの平均乗降客数が３，０００人以上の鉄道駅に便所を設けている場合（１以上（男女の区別がある場合はそれぞれ）が次に掲げる基準を満たす） |  |
| 　(a)　乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を設けているか（１以上） |  |
| (b)　乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けているか（１以上）（他におむつ替えができる場所を設けている場合は、この限りでない） |  |
| 　(c)　(a)(b)の設備を設けた便房及び便所の出入口にその旨の表示があるか |  |
| 　(d) 視覚障害者が介助者と共に利用できるよう十分な広さを確保しているか |  |
| 　(e)　オストメイトの利用に配慮した設備を設けているか（努力義務） |  |
| ９　案内設備、案内表示 | (1)　運行情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備を設けているか（技術上の理由等によりやむを得ない場合は、この限りでない） |  |
| (2)　 傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを示す標識を設けているか |  |
| (3)　公共用通路に直接通ずる出入口等の付近に傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所又は休憩設備の配置を表示した案内板を設けているか（昇降機等の設備の配置が容易に視認できる場合は、この限りでない） |  |
| (4)　公共用通路に直接通ずる出入口等の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所又は休憩設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか |  |
| １０　乗車券等販売所、待合所及び案内所 | (1)　乗車券等販売所を設けている場合（１以上が次に掲げる基準を満たす） |  |
| (a)　移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との通路（１以上）の有効幅は　１４０cm以上（構造上やむを得ない場合は５０m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で１２０cm以上）であるか |  |
| (b)　(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| (c)　(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| (d)　乗車券等販売所の出入口（１以上）の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| (e)　(d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は８０cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(f)　(d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| 　(g)　乗車券等販売所内にカウンターを設けている場合は、そのうち１以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか（常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない） |  |
| (h)　聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えている　　　　　　　　　　 か（勤務する者を置かないものを除く。） |  |
| (i) 当該設備を保有している旨を表示しているか（勤務する者を置かないものを除く。） |  |
| (2)　待合所を設けている場合（１以上が次に掲げる基準を満たす） |  |
| 　(a)　移動等円滑化された経路と待合所との通路（１以上）の有効幅は１４０cm以上（構造上やむを得ない場合は５０m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で１２０cm以上）であるか |  |
| (b)　(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| (c)　(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| (d)　待合所の出入口（１以上）の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| (e)　(d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は８０cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| (f)　(d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| (g)　待合所内にカウンターを設けている場合は、そのうち１以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか（常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない） |  |
| (3)　案内所を設けている場合（１以上が次に掲げる基準を満たす） |  |
| 　(a)　移動等円滑化された経路と案内所との通路（１以上）の有効幅は１４０cm以上（構造上やむを得ない場合は５０m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で１２０cm以上）であるか |  |
| 　(b)　(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は９０cm以上（構造上やむを得ない場合は８０cm以上）であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(c)　(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| 　(d)　案内所の出入口（１以上）の有効幅は８０cm以上であるか |  |
| 　(e)　(d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は８０cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか |  |
| 　(f)　(d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない） |  |
| (g)　案内所内にカウンターを設けている場合は、そのうち１以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか（常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない） |  |
|  (h)　 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えている　　　　　　　　　　　か（勤務する者を置かないものを除く。） |  |
| 　(i)　 当該設備を保有している旨を表示しているか（勤務する者を置かないものを除く。） |  |
| １１　券売機 | (1)　券売機を設けている場合は、そのうち１以上は障害者等が円滑に利用できる構造であるか（乗車券販売員が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない） |  |
| １２　休憩設備 | (1)　障害者等の休憩の用に供する設備を設けているか（１以上）（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない） |  |
| １３　改札口 | (1)　鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設けている場合は、そのうち１以上の有効幅が８０cm以上であるか |  |
| (2) 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該児自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しているか。 |  |
| １４　鉄道駅のプラットホーム | (1)　プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものであるか（構造上の理由によりこの間隔が大きい場合は、旅客に対する警告設備を設けているか） |  |
| (2)　プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであるか |  |
| (3)　プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間・段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、円滑な乗降のための設備を１以上備えているか（構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない） |  |
| (4)　排水のための横断勾配は、１％標準であるか（構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでなく、ホームドア等を設けている場合は適用しない） |  |
| (5)　床の表面は、滑りにくい仕上げであるか |  |
| (6) 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）の場合 |  |
| (a) ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けているか |  |
| (7)　(6)のプラットホーム以外のプラットホームの場合 |  |
| 　(a) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けているか |  |
| (8)　プラットホームの線路側以外の端部に転落防止のための柵を設けているか（旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない） |  |
| (9)　列車の接近を文字等により警告する設備及び音声により警告する設備を設けているか（技術上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでなく、ホームドア等を設けている場合は適用しない） |  |
| (10) 照明設備を設けているか |  |
| (11)　駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しているか（この位置が一定しない場合は、この限りでない） |  |
| １５　バスターミナルの乗降場 | (1)　床の表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| (2)　乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の進入を防止する設備を設けているか |  |
| (3)　乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造であるか |  |
| 備考　「適否」の欄には、次により記載してください。 ・整備基準に適合している場合→○ ・整備基準に適合していない場合→× ・整備基準が該当しない場合→－ |